

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情6第3号	受理年月日	令和6年2月5日
件名	能登半島大震災被災者の目黒区公共住宅への災害救助法に基づく避難、住居提供を真摯に検討し、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援（災害ケースマネジメント）を実現することを求める陳情		

【陳情の趣旨】

本年早々の元旦に、能登半島をM7.6の地震とこれによるつなみが襲い、多くの被災者が出ています。被災から1か月、今なお余震・断水などが続き、仮設住宅の建設も困難を極める中、被災者の居住支援に多くの自治体が住居の提供を申し出ています。

東京都	都営住宅	100戸	1/5発表
新宿区	区立住宅	14戸	1/22発表
墨田区	コミュニティ住宅	10戸	1/22発表
杉並区	教職員住宅	3戸	1/24発表
葛飾区	区営住宅	1戸	1/25発表
品川区	区民住宅 4か所	10戸	1/26発表
豊島区	借り上げ住宅	10戸	
町田市	市営住宅	2戸	1/22発表
神奈川県	県営・市営住宅	81戸	1/10～受付開始
福島県	災害公営住宅・県営住宅	空き家約2000戸	1/9知事会見で提供表明
宮城県	公営住宅等	119戸	1/11発表

目黒区は2011年の東日本大震災に際して、友好都市である気仙沼市に避難住居提供を申し入れ、計18名の方が区内区民住宅・職員住宅・高齢福祉住宅などに避難・入居されました。

今回の能登半島地震に対しても、友好都市金沢市をはじめ被災した方々への住居支援が必要と考えます。目黒区としての住居支援を真摯に検討することが求められます。

東日本大震災被災者として目黒区に避難された中のお一人は、現在目黒区から「建物明渡と820万円余りの損害金請求」により区から提訴され、東京地裁での審議は3月にも判決を迎えようとしています。制度は「二次避難所」扱いから「みなし仮設住宅」とされるなど、行政側の対応は変化しましたが、結果として、すくなくとも有効な住居支援が実を結ばなかったために「おいたて・高額損害金請求」に至ったのです。

能登半島地震被災者に対しても、その支援の形は様々に変化していくことでしょうが、復興＝帰還のみを前提とした思い込みを改め、「一人ひとりに寄り添った

きめ細やかな支援（災害ケースマネジメント）」（内閣府）が必要です。目黒区として住居支援を行うこと、被災者に住居・生活・就労・教育支援などを、区内都営住宅等への避難者も含め、目黒区として取り組むことを求めます。

【陳情事項】

目黒区長に能登半島大震災被災者の目黒区公共住宅への災害救助法に基づく避難、住居提供を、「一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援（災害ケースマネジメント）」を行うために、真摯に検討することを求めてください。